

申第11号に対する窓口説明 協約改訂交渉とは別に団体交渉を開催せよ! 一方的な協約の解釈による 労働組合への支配介入をやめろ!

8月15日、申第11号「労働協約の解釈を巡る労働組合への支配介入に対する団体交渉開催申し入れ」の取り扱いについて会社窓口から説明がありました。

会社は「協約改訂交渉の申し入れ事項に近い内容のものがあるため、協約改訂交渉の中で議論する。」として申第11号で開催を求めている団体交渉を行わないと説明しました。本部は「協約の解釈を巡って認識の違いが露わになっている。協約改訂交渉とは別にしっかり議論するべきだ」と強く迫りましたが、会社は「協約改訂交渉の中で議論することが効率的である。」として協約改訂交渉とは別に団体交渉を開催することを拒みました。

7月31日、会社は組合掲示物に苦情処理会議の内容に関する記述があるとして、一方的に基本協約を解釈し、これを組合に押し付け、組合掲示物の撤去のみならずホームページにまで口出しをするという、労働組合への支配介入を行ってきました。本部は、このような会社の一方的な姿勢を許さず、申第11号で団体交渉の開催を求め申し入れを行いました。しかし会社は、申第11号に基づく団体交渉を開催しようとせず、本部は会社に対し粘り強く開催を求めましたが、頑なに開催を拒否したため対立を確認しました。

申第11号「労働協約の解釈を巡る労働組合への 支配介入に対する団体交渉開催申し入れ」

7月31日、人事部勤労課石原担当課長から「新幹線関西地方本部大阪仕業検査車両所分会の『掲示』と、大阪交番検査車両所分会の『掲示』に、苦情処理会議の内容に関する記述があった。苦情処理会議は非公開というルールに則って行っている。地方を指導すること、ホームページの対処をすること」との通告があった。さらに上記の分会『掲示』は、組合に具体的説明がなく一方的に撤去された。これらのことは労働組合への支

配介入である。

今年2月17日にも同様の内容での介入があった。その際JR東海労は、掲示内容を確認した上で「公開にはあたらない」との見解を明らかにした。しかし「苦情処理会議の非公開」について会社の解釈と対立したため、申25号（2012年2月17日付）において団体交渉の開催を申し入れたが、会社は団体交渉の開催を拒否した。

あらためて、労働協約の解釈を巡る支配介入について以下の通り申し入れるので、直ちに団体交渉を開催すること。

記

1. 労働協約の解釈を巡り団体交渉を申し入れたのにもかかわらず、団体交渉開催を拒否したあげく、会社の解釈を押し付け、掲示物を一方的に撤去する行為等は労働組合への支配介入である。直ちに止めること。
2. 労働協約第13章第1節第291条及び第2節302条「会議の非公開」に対する会社の解釈・見解を明らかにすること。
3. 会社が裁判等において、苦情処理会議の内容を証拠類として提出したり、証言したりしているが、このことと「会議の非公開」との関係について見解を明らかにすること。
4. 労働協約の解釈をめぐる労使間で対立したときは、団体交渉を開催し十分協議を行う必要があると考えるが、見解を明らかにすること。
5. 1項から4項について、速やかに団体交渉を開催すること。

以上

会社説明

申第11号は協約改訂交渉の申し入れ事項に近い内容のものがあるため、協約改訂交渉の中で議論する。

主なやり取り

組合：申第11号についての団体交渉を開催しないということか。

会社：開催しないのではなく、協約改訂交渉で議論するということである。

組合：申第11号は協約改訂交渉とは別に、しっかりと議論する必要があるから申し入れたのだ。

会社：協約改訂交渉での議論が広がれば、申第11号の申し入れ事項と同じ内容の議論になるのではないか。

組合：協約改訂交渉に向けた申第8号と全く同じ内容ではない。団交を開催し、申し入れ事項をしっかりと議論するために団体交渉を開催するべきだ。

会社：類似した項目があり基本協約に関わる問題でもあるので、協約改訂交渉で議論する方が良い。申し入れたからと言って形式的に団体交渉を開催することにはならない。

組合：形式的ではない。しっかりと議論しようと言っているのである。

会社：全く別の内容ではないのだから、実質的な議論は協約改訂交渉の中でやればいい。

組合：組合は労働協約の解釈を巡り認識の相違があるから申し入れた。協約改訂交渉では、この問題だけ議論するわけではない。結果として時間が限られた中での議論は薄いものになってしまうのではないか。

会社：同じ主張をくり返す議論では時間も長くなるし薄くなる。効率的で中身の濃い議論をしなくてはならない。別に時間をとって行くと協約改訂交渉が終わってしまい、基本協約に反映させることができなくなってしまう。

組合：協約改訂交渉の前に開催すれば良いではないか。

会社：いたずらに時間をかければ濃い議論になるわけではない。非常に非効率的になる。

組合：確認するが、申第11号については申し入れに沿った団体交渉は開催しないのだな。

会社：協約改訂交渉の中で議論することに変わりはない。

組合：対立を確認する。

以 上